

令和5年5月16日

学校法人広島信望愛学園  
理事長 白浜 満 殿

学校法人広島信望愛学園

監事 栗屋 充博



監事 濱村 恭司



## 監 査 報 告 書

私ども監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第30期会計年度におけるこの法人の財産状況を監査すると共に、学校法人の業務及び理事の業務執行の状況を監査するため、理事会へ出席し、理事等から業務執行の報告を聞き、重要な決算書類等を観覧し、会計監査人との連携により随時監査に関する報告を求め、かつ計算書類につき検討を加えました結果、次の通り報告致します。

1. 理事の業務執行の状況について、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
2. 学校法人の業務について、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
3. 会計監査人である中野勉公認会計士の監査の方法及び結果は妥当であると認めます。
4. 貸借対照表及び資金収支計算書並びに事業活動収支計算書は、法令および寄附行為に従い、学校法人の財務、収支状況を正しく示しているものと認めます。
5. 翌年度繰越収支差額は、学校法人の財産の状況その他の事に照らし、指摘すべき事項は認められません。
6. 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており指摘すべき事項は認められません。

以上